

稲毛区地域福祉計画



推進協議会だより No.10

平成 23 年 3 月 23 日発行

編集：稲毛区地域福祉計画推進協議会事務局
稲毛区穴川 4-12-4(稲毛保健福祉センター内)

TEL：284-6141 FAX：284-6193

区推進協議会の目的・役割

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 区地域福祉計画の取組状況の把握 | (3) 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整 |
| (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整 | (4) 区の地域福祉計画に関する広報 |

第3・4回稲毛区地域福祉計画推進協議会開催

○第3回稲毛区地域福祉計画推進協議会

平成 22 年 11 月 27 日(土)第 3 回稲毛区地域福祉計画推進協議会が開催されました。最初の議題の「稲毛区地域福祉計画の取組状況について」では、稲毛区の地域振興課を通じ、稲毛区内の全町内自治会に調査を依頼し、回答をいただいた実践事例を、地域福祉計画に合致する項目について資料にまとめ、それを事務局から説明しました。

次に「第 2 期稲毛区地域福祉計画(案)」についてですが、今まで作業部会で検討を重ねてきた計画の案について、事務局より説明を行いました。委員の方からの意見をまとめて、作業部会で再度検討し、第 2 期稲毛区地域福祉計画(案)として、1 月から実施するパブリックコメントに、作業部会で最終的に策定した計画(案)を出すことを承認いただきました。

最後は「広報紙の発行について」で、事務局より推進協議会だより第 9 号の掲載記事について説明を行い、承認をいただきました。

○第4回稲毛区地域福祉計画推進協議会

平成 23 年 3 月 12 日(土)、第 4 回稲毛区地域福祉計画推進協議会が開催されました。

前日におきた東北地方太平洋沖地震の影響で混乱する中でしたが、お集まりいただいた委員で会議を開催いたしました。

議題としては、「第 2 期稲毛区地域福祉計画(最終案)」について、事務局より修正点等を説明し、ご了承をいただきました。

次に「広報紙について」ですが、平成 23 年 3 月発行の推進協議会だよりの第 10 号の掲載予定記事について説明を行いました。

その他の議題として、4 月から開館予定の「小中台地域福祉交流館」について、事務局から説明を行いました。

【第2期稲毛地域福祉計画スタート】

「第 2 期稲毛区地域福祉計画」が平成 23 年度よりスタートします。

千葉市地域福祉計画と本計画との関連のある高齢者保健福祉推進計画や千葉市障害福祉計画等の終了年度と整合を図るため、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間となっています。

今回、見直しを行うに際しては、第 1 期計画の問題点を考慮しながら、基本目標や施策の方向性については、基本的に継続して推進していくこととしました。

見直しを行なったポイントとしては、まず住民が参加・活動する内容(自助・共助)を位置づけた「区計画」と行政が取組むべき内容(公助)を位置づけた「市計画」の役割分担を整理すること。

次に社会経済情勢や国等の動向、その他の諸状況の変化を踏まえて修正を行い、必要に応じて適切な取組み項目を新たに設定すること。

そして、区の特徴に合わせた課題への対応を図るため、重点項目を設け、取組みを強化すること。

さらに、各区の計画を着実に推進するため、計画を実行する担い手をできる限り明確化することとした。

今後は、各地域においてこの計画に盛り込まれている多くの具体的な取組みを実行させることが重要です。

まず区民のみなさんに第 2 期稲毛区地域福祉計画を知ってもらい、計画の推進に積極的に参加していただく必要があります。

この計画の趣旨や内容を理解し、みなさんで活動に参加して、よりよい稲毛区をつくっていくという気運を、高めていくことが期待されます。

【地域福祉活動実践事例】

稲毛区内で実際に行なわれている地域福祉活動の事例を紹介します。

「ちょっとボランティア」 千葉市社会福祉協議会稲毛地区部会

私たちの住む稲毛地区で、ひとり暮らしの高齢者の中でゴミ出しが困難な人がいます。

この人に、近所の人たち何人かで手伝いをしていました。しかし、近所の人たちだけでは長期間続けていくことには限界があります。そこで千葉市社会福祉協議会稲毛地区部会では、このような手伝いをする組織を起こして、「ちょっとボランティア活動」としてやっていこうと計画しました。

平成20年には「千葉市地域福祉推進モデル事業」の募集に応募して、モデル事業として活動を始めました。まず、活動を利用したい高齢者の方(A)と、活動を支えるボランティア(B)の両方にアンケート調査を行いました。(A)の回答は、買い物・ゴミ出し・話し相手を希望する人が多く、(B)の回答では、37人ものボランティア協力者を登録することができました。

次は、組織作りです。(A)の高齢者からの要請を、役員で構成する「マッチング委員会」で検討して、(B)のボランティアに繋がります。

最後に、きまり作りをしました。買い物は生活用品中心で、買い物範囲や頻度はどの程度か。ゴミ出しは、生ゴミだけとし、玄関先まで出してもらおう。話し合い手は傾聴を主体にする。その他、細かく決めました。

この活動が、地域の方々に喜ばれ、定着していく事を願っています。(西川多嘉子)

ちょっとした買い物も高齢者の方にとっては、大変はこともあります。生活用品中心の買い物を行っています。



高齢者の方が、話し相手をご希望されるケースが非常に多くなっています。相手の方の話したいこと、伝えたいことに心を傾けて聴く「傾聴」を主体とした話し相手です。

生ゴミを玄関先まで出しておいていただければ、ゴミだしをお手伝いします。



<地区部会に関するお問合せ>

千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所 電話043-284-6160

【募集】

稲毛区地域福祉計画推進協議会では情報の発信を目的として、地域福祉活動の実践事例を募集しています。

高齢者向けの活動や障害児者へのサービス、子育て支援など、ジャンルは問いません。

お寄せいただいた情報は、推進協議会や推進協議会だよりでご紹介させていただくこともあります。

お気軽にご連絡ください。

【連絡先】稲毛保健福祉センター 高齢障害支援課高齢支援係 電話043-284-6141

千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所 電話043-284-6160

『小中台地域福祉交流館が開館します』

平成23年4月1日、旧小中台保健センター跡地に『小中台地域福祉交流館』が開館します。

この小中台地域福祉交流館は、社会福祉協議会の地区部会の様々な活動や、ボランティア団体等の様々な活動、育児支援サークルの育児支援活動、老人クラブの交流活動、小中高・大学のボランティア部の活動、またこれらの団体の各種打合わせや会議等の様々な活動等にご利用いただけます。

施設の概要

- 利用開始日 : 平成23年4月1日
開館日時 : 年末年始を除く9時～19時
所在地 : 千葉市稲毛区小仲台5-3-1
館内構成 : 地域福祉活動室5室（調理室1室含む）
ロビー、倉庫、子どもルーム
利用可能施設 : 1. 地域福祉活動室及び倉庫
（地域福祉活動を行う団体）
2. ロビー（どなたでもご利用できます）



小中台保健センター跡に小中台地域福祉交流館
がオープンします！

団体登録・利用手続き

(1) 団体登録

3月末日までは、社会福祉協議会稲毛区事務所において受け付けます。開館後は、同事務所及び小中台地域福祉交流館において受け付けます。

(2) 利用申請

団体登録の後、3月末日までは、同事務所において受け付けます。開館後は、小中台地域福祉交流館において受け付けます。

※今年度の倉庫の申請は4月中旬まで受付を行い、申請者多数の場合は抽選とする予定です。

駐車場 一般車用2台、身体障害者専用1台のみとなっておりますので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。

《問い合わせ先》

○施設全般に関すること

千葉市保健福祉局 地域福祉課地域福祉係

住所：千葉市中央区千葉港1番1号

TEL：043-245-5158

FAX：043-245-5620

○団体登録・利用申請に関すること

千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所

住所：千葉市稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター3階

TEL：043-284-6160

FAX：043-290-8318

ご存知ですか？民生委員・児童委員

担当区域を持ち、地域の中で住民の生活状態を適切に把握し、皆さんからの社会福祉に関する相談に応じ、必要な助言や援助を行うとともに、福祉サービスの情報提供、関係行政機関や社会福祉施設との橋渡し役になるなど、様々な支援を行う民生委員・児童委員さんと、学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など、児童福祉に関する事項を専門に担当する、主任児童委員さんがいます。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、守秘義務、個人情報保護などを遵守しますので、気兼ねなくご相談いただけます。

問い合わせ先：高齢障害支援課 高齢支援係 電話：043-284-6141

稲毛区保健福祉の窓口

【稲毛保健福祉センター】

- ・高齢障害支援課 《高齢者・障害者の福祉サービスの提供、保健や福祉に関する総合相談窓口》
高齢支援係(☎:284-6141)・障害支援係(☎:284-6140)・保健福祉総合相談窓口(☎:284-6282)
- ・介護保険室 《介護保険に関する相談・調査・認定、保険料の賦課・徴収》
保険料給付班(☎:284-6242)
認定調査班(☎:284-6241)
- ・こども家庭課《こども・ひとり親家庭などの福祉サービスの提供、こどもや家庭に関する相談》
(☎:284-6137)
家庭相談員・母子家庭就業相談・母子自立相談(☎:284-6139)
- ・社会援護課 《生活保護の相談・申請等》
社会給付係(☎:284-6136)・保護第一係(☎:284-6143)・保護第二係(☎:284-6142)
- ・健康課《母子・成人・高齢者などの健康診査、健康教育 精神保健や難病の相談・申請》
すこやか親子係(☎:284-6493)・健康づくり係(☎:284-6494)
こころと難病の相談係(☎:284-6495)

【社会福祉協議会稲毛区事務所】(☎:284-6160)

《ボランティア活動に関する相談や講座の開催、地区部会の支援、車椅子の貸出、生活福祉資金の貸付相談等》

【あんしんケアセンター】

- ・みどりの家(☎:284-6811)
- ・双樹苑(☎:304-7740)

《介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、虐待の早期発見・防止、権利擁護等》

編集後記

いよいよ平成23年4月より、第2期稲毛区地域福祉計画がスタートします。

今回の計画では、計画を着実に推進するために、計画を実行する担い手をできる限り明確にしてあります。作業部会でも繰り返し検討を重ねた部分です。ご覧いただければ分かりますが、町内自治会や地区部会、ボランティア、NPOなど地域で暮らすみなさんが担い手となっているものが多く見受けられます。これは区民のみなさんが、積極的に地域福祉計画の推進に参加して、力をあわせ住みよい稲毛区を作っていく計画であるということです。多くの方にこの計画を理解していただき、ご協力いただきたいと思います。